

平成 27 年 12 月 10 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 55 号
**「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」
の公表**

コメントの募集

平成 25 年 12 月に開催された第 277 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について当委員会で審議を行うことが提言されました。この提言を受けて、当委員会は、平成 27 年 5 月に企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性適用指針案」という。）を公表後、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針案に含まれないものについて、当委員会に移管すべく審議を行っております。このうち税効果会計に適用する税率の取扱いについて、実務上の課題があるため、他に先行して関連する適用指針を開発することとし、審議を重ねてまいりました。

今般、平成 27 年 12 月 4 日開催の第 325 回企業会計基準委員会において、標記の「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 28 年 2 月 10 日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：zeikouka2015_2@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案において、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）から改正された主な箇所等の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的（本公開草案第1項）

本公開草案は、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率について、企業会計審議会が平成10年10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」を適用する際の指針を定めるものである。

■ 税効果会計に適用する税率（本公開草案第4項から第9項）

➤ 法人税、地方法人税及び地方法人特別税に関する税率

本公開草案では、法人税、地方法人税及び地方法人特別税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法（法人税、地方法人税及び地方法人特別税の税率が規定されているもの（以下「法人税法等」という。））に規定されている税率によることを提案している。なお、決算日において国会で成立している法人税法等とは、決算日以前に成立した法人税法等を改正するための法律を反映した後の法人税法等をいう。

➤ 住民税（法人税割）及び事業税（所得割）に関する税率

本公開草案では、住民税（法人税割）及び事業税（所得割）（以下合わせて「住民税等」という。）について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法（住民税等の税率が規定されているもの（以下「地方税法等」という。））に基づく税率によることを提案している。なお、決算日において国会で成立している地方税法等とは、決算日以前に成立した地方税法等を改正するための法律を反映した後の地方税法等をいう。

また、決算日において国会で成立している地方税法等に基づく税率とは、次の税率をいうことを提案している。

- (1) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立していない場合（地方税法等を改正するための法案が国会に提出されていない場合を含む。）
決算日において国会で成立している地方税法等を受けた条例に規定されている税率（標準税率又は超過課税による税率）
- (2) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立している場合
 - ① 改正された地方税法等（以下「改正地方税法等」という。）を受けて改正された条例（以下「改正条例」という。）が決算日以前に各地方公共団体の議会等

で成立している場合

決算日において成立している条例に規定されている税率（標準税率又は超過課税による税率）

なお、決算日において成立している条例とは、決算日以前に成立した条例を改正するための条例を反映した後の条例をいう。

② 改正地方税法等を受けた改正条例が決算日以前に各地方公共団体の議会等で成立していない場合

ア 決算日において成立している条例に標準税率で課税することが規定されているとき

改正地方税法等に規定されている標準税率

イ 決算日において成立している条例に超過課税による税率で課税することが規定されているとき

改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超える差分を考慮する税率

■ 適用時期（本公開草案第 10 項）

本適用指針は、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを提案している。

以 上